

規約（改正案）

第1条（目的）

会員の親睦と向上を図ることを目的とする。

第2条（名称）

この会の名称を「迷々会」とする。

第3条（所在地）

この会の事務局を富山県富山市五福3190富山大学工学部工学科電気電子工学コースシステム制御工学講座内に置く。

第4条（会員）

この会の会員は富山大学工学部電気工学科制御工学講座並びにその継承講座の学部卒業生並びに大学院修了生有志とする。

この会の会員は富山大学工学部電気工学科制御工学講座並びにその承継講座に在籍した学生、院生及び教職員有志とする。

第5条（役員）

この会に次の役員をおき、会員の中から選任する。

- 会長 1名
- 庶務幹事 1名
- 会計幹事 1名

第6条（役員の任期）

役員の任期は総会において定める。

第7条（役員の職務）

- 会長は会を代表し、会務を総括する。
- 庶務幹事は会の事業の企画立案及び運営を行う。
- 会計幹事は会の会計事務を担当する。

第8条（総会及び事業）

毎年1回総会を開催し、必要な事項について審議する。また、随時、親睦会、学術講演会などを行う。

第9条（会費）

会費については総会において定める。

第10条（規約改正）

この規約は総会において改正することができる。

附則

① 役員は次の会員とする(令和5年8月11日改選)。

- 会長 塩荊敬治
- 庶務幹事 塚田 章
- 会計幹事 佐々木和男

② この規約は昭和43年3月1日から適用する。

③ 平成28年8月13日、令和5年8月11日規約改正。